

R6.1.31

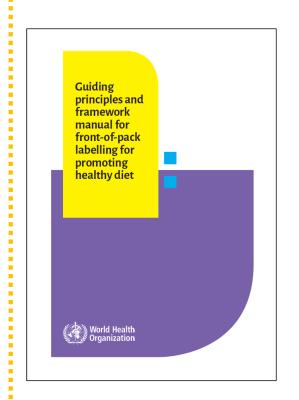
第2回分かりやすい栄養成分表示 の取組に関する検討会

# 諸外国等における取組について

消費者庁食品表示企画課令和6年1月

### WHOにおけるFOPNLガイドライン

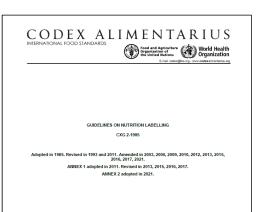
消費者の健康的な食品選択を助けるため、諸外国における重要な政策ツールであるとして、WHOは2019年にFOPNLのガイドラインを公表。



- ✓ FOPNLは、WHOやコーデックス委員会のガイド ライン等の**健康・栄養政策に沿ったもの**であるべ きである。
- **✔** FOPNLの効果を高めるように、<u>単一の取組を開</u> **発**すべきである。
- ✓ FOPNLのためには、
  栄養成分表示の義務化が前
  提条件である。
- ✓ FOPNLの一部として、**モニタリングや評価する 仕組みについても開発**すべきである。
- ✓ FOPNLの目的、対象食品及び一般原則については、理解しやすく、かつ、簡単にアクセスできるようにすべきである。

## コーデックス委員会におけるFOPNLガイドライン

第43回食品表示部会(2015年)からFOPNLの議論を開始。第46回食品表示部会(2021年)において全てのセクションの検討を終了し、栄養表示に関するガイドライン(CXG 2-1985)の附属文書 2 に「包装前面栄養表示に関するガイドライン」を位置付けることに合意。第44回総会(2021年)において当該ガイドラインを承認。

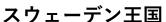


- ✓ 国内の法律に沿って、任意又は義務とすることができる。
- ✓ 各国で政府が推奨するFOPNLは1つだけであるべきである。
- ✓ 根拠に基づいた国又は地域の食事ガイダンス若し くはそれがない場合は健康・栄養政策に沿ったも のでなければならない。
- ✓ FOPNLは政府主導であるべきであるが、民間部門、消費者、学界、公衆衛生学会などを含む全ての利害関係者と協働して開発すべきである。

## 諸外国におけるFOPNLの取組事例

## 閾値・カテゴリー又はスコアリング型:







Eat All Foods in Moderation

#### シンガポール共和国

### 栄養素含有量表示型



イタリア共和国



フランス共和国



オーストラリア連邦

Energy	Fat	Saturates	Sugars	Salt
1046kJ	)	<b>1.3</b> g	34g	0.9g
250kcal	LOW	LOW	HIGH	MED
13%	4%	<b>7</b> %	38%	15%

Each serving (150g) contains

of an adult's reference intake
Typical values (as sold) per 100g:697kJ/167kcal

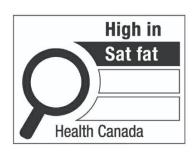
英国

## 義務表示

任意表示



メキシコ合衆国



カナダ

Nutritive values per package Consumption should be split into 2.5 times

Energy	Total sugar	Total fat	Sodium
410	0	22	310
kcal	g	g	mg
*21%	(*0%)	*34%	*13%

<sup>\*</sup>calculated as percentage of recommended dailay intake

タイ王国



健康的な食品を簡単に見つけ、選択できるようにすることで、消費者がより食生活指針を守るために役立つことを目的としたFOPNLに取り組んでいる。また、食品製造業者を刺激し、より健康的な食品に向けた改良や開発を促進する狙いもある。

#### 任意表示



(Key holeの表示例)

シンボルは健康的な食品であることを示している。

この取組では、ある食品が**脂質、飽和脂肪酸、 糖類、食物繊維、食塩**の基準値を満たす場合に、 シンボルを表示することができる。

対象となる食品は、容器包装に入った加工食品と一部の生鮮食品である。 対象外となる食品は、3歳までの乳児及び幼児を対象とする食品、甘味料 (食品添加物)・Novel Food (チアシードなど)・甘味を有する成分・植 物ステロールを含む食品(マーガリンなど)である。

- 参考資料 ○The National Food Agency's Code of Statutes「Regulations amending the National Food Agency's regulations (SLVFS 2005:9) on the use of a particular symbol 」
  - ONordic Council of Ministers The Keyhole: Healthy choices made easy
  - ○Swedish Food Agency 「The Keyhole」





#### シンガポール共和国

消費者が買い物をする際に、十分な情報を得た上で食品を選択することを支援することによって、バランスがとれた食事や健康的なライフスタイルを促進することを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

#### 任意表示





Eat All Foods in Moderation Lower in Saturated Fats Higher in Wholegrains

シンボルは健康的な食品であることを示している。この取組では、ある食品が<u>熱量、脂質、飽和脂肪</u>酸、トランス脂肪酸、コレステロール、糖類、食物 繊維、ナトリウム、カリウム、カルシウム、全粒穀 類、Glycemic Indexの基準値を満たす場合に、シンボルを表示することができる。また、シンボルの下段には、バランスのとれた食生活を推奨する等の定型的な文言を表示している。

(Healthier Choice Symbol Nutrientの表示例)

対象となる食品は、加工食品及び生鮮食品の飲料、穀類、たんぱく質源(肉 類・魚介類・乳類・卵類・豆類)、油脂類、果実類、野菜類、調味料及び香辛 料類、菓子類、調理済み食品である。

対象外となる食品は、 **糖類や飽和脂肪酸の含有量が多い飲料**である。



参考資料 OThe Health Promotion Board [Healthier Choice Symbol Nutrient Guideline (As of April 2020[revised])]



高エネルギーである加工食品や糖類を多く含む非アルコール飲料のパッケージに警告文を表示することで、若い世代を中心とする肥満者および肥満によって引き起こされる疾患発症率を抑制することを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

#### 義務表示











(Warning signsの表示例)

シンボルは特定の栄養成分の過剰摂取に繋がる旨を示している。

この取組では、ある食品が<u>熱量、飽和脂肪酸、</u>トランス脂肪酸、糖類、ナトリウムの1食分当たりの基準値を超える場合に、該当する栄養成分名のシンボルを表示しなければならない。

対象となる食品は、**栄養成分表示が義務付けら** れている加工食品及び非アルコール飲料である。

対象外となる食品は、<u>業務用加工食品及び業務用非アルコール飲料、組み合</u> せて販売する食品、販売する時点で包装する食品である。

参考資料 ○United States Department of Agriculture Foreign Agricultural Service Voluntary Report 「Front of Pack Labeling Manual Published」

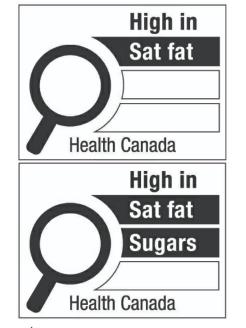
○日本貿易振興機構 地域・分析レポート「食品表示ラベル規格の改定に批判が集中(メキシコ)」





飽和脂肪酸、糖類、ナトリウムを多く含む食品をより簡単に見分けることに役立てることによって、これらの栄養素の過剰摂取を避け、関連する健康リスクの軽減に繋げることを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

### 義務表示



(Front of package nutrition symbol labellingの表示例)

シンボルは特定の栄養成分の過剰摂取に繋がる旨を示している。

この取組では、ある食品が**飽和脂肪酸、糖類、ナトリウ** <u>ム</u>の1食分当たりの基準値を超える場合に、シンボルに該 当する栄養成分名を表示しなければならない。

対象となる食品は、**栄養成分表示が義務付けられている 加工食品**である。

対象外となる食品は、特別用途食品(乳児用調製乳、病者用食品)、6ヶ月から1歳までの乳児を対象とした食品、Meal replacements(粉末状や固形状等)、栄養補助食品である。

参考資料 ○Health Canada 「Front-of-package nutrition symbol labelling guide for industry (July 2022 Version1) 」





非伝染性疾患のリスクを低減するために消費者の栄養状態を改善するという公衆衛生の目標を支援することを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

#### 義務表示

Nutritive values per package

Consumption should be split into 2.5 times

Energy	Total sugar	Total fat	Sodium
410	0	22	310
kcal (*21%)	*0%	*34%	mg (*13%)

\*calculated as percentage of recommended dailay intake (**Guideline Daily Amounts**の表示例)

シンボルは食品に含まれる栄養成分の含有量等を 示している。

この取組では、ある食品に含まれる<u>熱量、脂質、</u> <u>糖類、食物繊維、ナトリウム</u>を、Guideline Daily Amounts (以下、「GDA」 という。)方式で表示 しなければならない。このGDA方式では、栄養成分 の食品単位当たりの含有量と1日当たりの摂取許容量 に占める割合を表示している。

対象となる食品は、**種実類、乳類、菓子類、穀類、 調理済み流通食品類、し好飲料類(非アルコール飲 料**)である。

参考資料 ○Food and Drug Administration, Thailand 「(No. 394) B.E.2561 (2018) Issued by virtue of the Food Act B.E. 2522 Re. Food products Required to bear Nutrition Labelling and Guideline Daily Amounts, GDA Labelling」 ○農林水産省「令和 2 年度輸出環境整備推進委託事業(食品規格等調査)調査報告書 タイ王国 栄養成分及び

○農林水産省「令和2年度輸出環境整備推進委託事業(食品規格等調査)調査報告書 タイ王国 栄養成分及び 栄養強調表示」





消費者への情報提供を目的とし、消費者が、ある食品に含まれる栄養素とともに、成人の1日の必要量に対しどれだけ貢献(割合で示される)しているかを理解することを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

#### 任意表示



(Nutrinform Batteryの表示例)

シンボルは食品に含まれる栄養成分の含有量等を 示している。

この取組では、ある食品に含まれる<u>熱量、脂質、</u> **飽和脂肪酸、糖類、食塩**を、GDA方式で表示することができる。このGDA方式では、栄養成分の食品単位当たりの含有量と1日当たりの食事摂取基準に占める割合を表示している。

対象となる食品は、栄養成分表示が義務となっている全ての食品である。 対象外となる食品は、栄養成分表示の省略規定となる生鮮食品等、ナチュ ラルミネラルウォーター、容器包装の表示可能面積が小さい食品、栄養の共 有源として寄与の程度が小さい食品、小規模事業者が製造する食品、EU 域 内における高品質な食品を知的財産として保護する制度の表示(GI保護制 度)がされている食品(ハム、ワイン等)である。

参考資料 ○農林水産省「令和 2 年度輸出環境整備推進委託事業(食品規格等調査)調査報告書 欧州連合 栄養成分及び栄養強調表示 |

○The European Parliament and of the Council 「Regulation (EU) No 1169/2011」

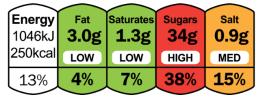




一目でわかる栄養情報を提供し、消費者がこの情報に基づいて食品を選択することで、食事バランスへの配慮やエネルギー摂取量を管理できるようになることを目的としたFOPNLに取り組んでいる。

#### 任意表示

Each serving (150g) contains



of an adult's reference intake
Typical values (as sold) per 100g:697kJ/167kcal

(Traffic light labellingの表示例)

シンボルは、赤で該当の栄養成分が多く含まれていること、緑で少なく含まれていることを示している。この取組では、ある食品に含まれる熱量、脂質、飽和脂肪酸、糖類、食塩を、GDA方式に加えて、含有量に合わせた色分けで表示することができる。色分けについては基準値が設定されている。このGDA方式では、栄養成分の食品単位当たりの含有量と1日当たりの食事摂取基準に占める割合を表示している。

対象となる食品は、栄養成分表示が義務となっている全ての食品である。 対象外となる食品は、栄養成分表示の省略規定の対象となる生鮮食品等、ナ

<u>チュラルミネラルウォーター、容器包装の表示可能面積が小さい食品、栄養の</u> <u>共有源として寄与の程度が小さい食品、小規模事業者が製造する食品</u>である。

参考資料 ○The Department of Health, the Food Standards Agency 「Guide to creating a front of pack (FoP) nutrition label for pre-packed products sold through retail outlets 」

○The European Parliament and of the Council 「Regulation (EU) No 1169/2011」





消費者のより健康的な食品選択を支援することを目的としたFOPNLに取り組んでいる。また、食品関連事業者における、より健康的な食品開発を促進する狙いもある。

#### 任意表示



シンボルは、色分けとアルファベットにより食品が健康 的であることを示している。

この取組では、ある食品に含まれる<u>熱量、たんぱく質、</u> <u>飽和脂肪酸、糖類、食塩、食物繊維、野菜類、果実類、種</u> <u>実類、豆類</u>を、英国食品基準庁の栄養プロファイリングシ ステムに基づく評価によって、色分けとアルファベットに よるランク付けをしている。

対象となる食品は、**全ての食品**である。

対象外となる食品は栄養成分表示の省略規定の対象となる生解食品等、ナ チュラルミネラルウォーター、容器包装の表示可能面積が小さい食品、栄養の 共有源として寄与の程度が小さい食品、小規模事業者が製造する食品である。

- 参考資料 ○Chantal J, Serge H (2017) Nutri-Score: Evidence of the effectivenessof the French front-of-pack nutrition label Science&Reseach, 64(12):181-187
  - ○農林水産省「令和2年度輸出環境整備推進委託事業(食品規格等調査)調査報告書 欧州連合 栄養成分及び 栄養強調表示 |
  - OWorld Health Organization PRESS RELEASE | Nutri-Score: Harmonized and mandatory front-of-pack nutrition label urgently needed at the European Union level and beyond |
  - ○The European Parliament and of the Council 「Regulation (EU) No 1169/2011」





食品の容器包装を便利で適切なものにし、かつ容易に 理解できる栄養情報及びガイダンスを提供することで、 消費者が十分な情報を得た上で食品を購入し、より健康 的な食生活を選択できるようになることを目的とした FOPNLに取り組んでいる。

#### 任意表示







(Health star Rating systemの表示例)

シンボルは、星の数が多い食品であるほど健 康的であることを示している。

この取組では、ある食品に含まれる<u>熱量、たんぱく質、飽和脂肪酸、糖類、食物繊維、ナトリウム、野菜類、果物類、種実類、豆類</u>を、自国の栄養プロファイリングシステムに基づく評価によって、星によるランク付けをしている。また、GDA方式や栄養強調表示をすることができる。

対象となる食品は、**栄養成分表示が義務付けられている加工食品**である。 対象外となる食品は、**特別用途食品(乳児用調製乳、病者用食品)、1歳から 3 歳までの幼児を対象とした食品、スポーツ用のサプリメント等、酒類**である。

参考資料 ○The Front-of-Pack Labelling (FoPL) Secretariat 「Health Star Rating system Calculator and Style Guide (March 2023 Version7) |



## 諸外国における栄養成分表示及びFOPNL制度(1)

	スウェーデン王国	英国	イタリア共和国	フランス共和国	オーストラリア 連邦
<栄養成分表示> 表示を義務付けて いる栄養成分等	熱量、たんぱく質、 脂質、飽和脂肪酸、 炭水化物、糖類、食 塩	熱量、たんぱく質、 脂質、飽和脂肪酸、 炭水化物、糖類、食 塩	熱量、たんぱく質、 脂質、飽和脂肪酸、 炭水化物、糖類、食 塩	熱量、たんぱく質、 脂質、飽和脂肪酸、 炭水化物、糖類、食 塩	熱量、たんぱく質、 炭水化物、糖類、脂 肪、飽和脂肪酸、ナ トリウム
<fopnl> シンボル例</fopnl>	任意表示	Each serving (150g) contains    Energy	Clascuna perzione [g] centiane: ENERGIA GRASSI GRASSI SATURE [] UCCHERI [] L.] L.] L.] L.] L.] L.] L.] L.] L.]	NUTRI-SCORE ABCDE 任意表示	HEALTH STAR RATING 任意表示
デザイン	前向きなシンボル マーク(複数の栄養 素を要約)	栄養素毎の表示   (色分けあり)	栄養素毎の表示(色分け無し)	を要約	複数の栄養素/食品 を要約
目的	健康的な消費の促進	   健康的な消費の促進/   不健康な消費の防止 	健康的な消費の促進/   不健康な消費の防止	健康的な消費の促進/ 不健康な消費の防止	健康的な消費の促進/ 不健康な消費の防止
FOPNLの評価等に 用いる栄養成分等	脂質、飽和脂肪酸、 糖類、食物繊維、食 塩	熱量、脂質、飽和 脂肪酸、糖類、食塩	熱量、脂質、飽和 脂肪酸、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、 飽和脂肪酸、糖類、 食物繊維、食塩、野 菜類、果実類、種実 類、豆類	熱量、たんぱく質、 飽和脂肪酸、糖類、 食物繊維、ナトリウ ム、野菜類、果物類、 種実類、豆類



## 諸外国における栄養成分表示及びFOPNL制度(2)

	シンガポール 共和国	タイ王国	カナダ	<参考情報> アメリカ合衆国	<参考情報> 中華人民共和国
<栄養成分表示> 表示を義務付けて いる栄養成分等 ( <b>下線は栄養等表示</b> 基準値に占める割合 の表示が必要)	熱量、たんぱく質、 脂質、炭水化物	熱量、 <u>たんぱく質、</u> <u>脂質、飽和脂肪酸、</u> <u>コレステロール、炭</u> <u>水化物、食物繊維、</u> <u>株類、ナトリウム、</u> <u>ビタミンA、ビタミ</u> <u>ンB1、ビタミンB2、</u> カルシウム、鉄	熱量、たんぱく質、 脂肪、飽和脂肪酸 コレステロール、ト ランス脂肪酸、炭水 化物、 <b>糖類、食物繊</b> <b>維、ナトリウム、カ</b> <b>ルシウム、鉄、カリ</b> <b>ウム</b>	熱量、たんぱく質、 脂質、飽和脂肪酸、 コレステロール、ト ランス脂肪酸、炭水 化物、糖類、添加糖 類、食物繊維、ナト リウム、ビタミンD、 カルシウム、鉄、カ リウム	<u>熱量、たんぱく質、</u> <u>脂質、炭水化物、ナ</u> <u>トリウム</u>
<fopnl> シンボル例</fopnl>	任意表示	Nutritive values per package Consumption should be split into 2.5 times Energy Total sugar Total fat Sodium 410 0 22 310 g mg *21% *0% *34% *13%  *calculated as percentage of recommended dailay intake	High in Sat fat Health Canada 義務表示		
デザイン	前向きなシンボル マーク(複数の栄養 素/食品を要約)	栄養素毎の表示(色分け無し)	警告のシンボルマーク(栄養素毎)		
目的	   健康的な消費の促進 	   健康的な消費の促進/   不健康な消費の防止	不健康な消費の防止		
FOPNLの評価等に 用いる栄養成分等	熱量、脂質、飽和 脂肪酸、トランス脂 肪酸、コレステロー ル、糖類、食物繊維、 ナトリウム、カリウ ム、カルシウム、全 粒穀類、Glycemic Index	熱量、脂質、糖類、 ナトリウム	飽和脂肪酸、糖類、 ナトリウム		15